

リベラル懇話会 政策提言書

総論

2016年7月3日

1. 総論 厚みのある社会へ 積極的リベラリズムの展開

1. 積極的リベラリズムと厚みのある社会
2. 積極的リベラリズムは「厚みのある社会」を必要とする
3. 均質ではない新しい共同性＝社会的包摂へ
4. 社会領域の複数性に応じた政策
5. 三つの軸

1-1. 積極的リベラリズムと厚みのある社会

現下、与党自民党は「新自由主義」と呼ばれる政治・経済政策を推進している。経済的には雇用の流動化を、政治的には家族や地域、民間セクターに「権利」を委譲するという名目で再配分の縮小、再配分の「脱社会化（個人化）」を進めている。経済的な自由主義と、道徳による民間機能への社会保障・教育機能のアウトソーシング、社会的な画一化（conformism）を、様々な領域において同時並行的に進めているのが現状である。「安民法制」の成立過程をみても、法的・政治的に立憲民主国家としての常道を逸脱しており、それを「経済」と「道徳」が下支えているのが現状と言えるだろう。こうした状況のもと、かつての民主党政権時に11位にまで上がった「報道の自由ランキング」もいまや先進国としては異例の61位という状況である。国会前のデモの盛り上がり等をもみても、多くの市民が現在の政権による「自由」の侵害に大きな懸念を抱いていることはたしかである。

しかしその一方で、「民営化」「独立行政法人化」等の施策および有効求人倍率を好転させた経済政策など、ある種の「自由」の展開により、その支持を強固なものとしていることは否定できない。そうした「自由」主義の展開に対して強い懸念を持つ市民の「受け皿」が、民主党政権瓦解後、共産党に向かっていることもまた事実である。

現下、世論から見たとき、野党第一党の民主党の「リベラル政党」としてのアイデンティティが見えにくくなっていることは否定しがたい。民主党はしばしば「右も左もいてよくわからない」などといわれる。しかし外交的右派と左派、経済的な右派と左派が共存することは、それ自体否定されるべきことではない。むしろ、そうした共存状態の強みを生かし、政権担当能力のある「リベラル政党」としてのアイデンティティを打ち出していくことが必要と思われる。自民的な「自由主義」とも、旧来型の「社会主義」とも異なる、「自由の意味を徹底的に熟議する政党」として全体像を示し、個別政策との連関を説明していくことこそが、野党第一党としての責任ある姿であるように思われる。自民党以上に「自由」を貴び、共産党以上に「社会」の複雑さを受け止めることこそが、かつて二大政党の一角として市民に大きな期待を寄せられた民主党の責務であろう。ここに有志研究者による「厚みのある社会」の構想と政策課題を示し、「受け皿」としての民主党の再興を強く願う。

民主的な社会に自由が不可欠であることに異論を挟む者はいないだろう。しかしながら、いま、どのような自由を求めるべきか、民主的な社会にとって不可欠な自由とはなにかということが、あらためて問われている。人びとが自由であるために、政府はなにをな

すべきなのか、あるいはなにをなすべきでないのか。この半世紀のあいだ、自由についての議論をリードしてきた政治哲学者アイザイア・バーリンは、人びとを束縛するものが存在しないという消極的な状態を指す「(何か)からの自由」(消極的自由)と、人びとが自分の意志でそれぞれの生き方を積極的に選択できる状態を指す「(何か)への自由」(積極的自由)という二つの自由を区別した。

バーリンにとって、かつての冷戦とは、この二つの自由の、すなわち西側資本主義諸国の消極的自由と、東側社会主義諸国の積極的自由との戦いであった。そして、冷戦の終焉は、民主的な社会にとって消極的自由が不可欠であるということを明らかにした。しかしながら、それは消極的自由の一方的な勝利を意味してはいない。民主的な社会が豊かであるためには、人びとが束縛を受けず、自由に競い合うことが不可欠である。だが、ひとびとはそれぞれの生活を始めるに際し、さまざまな初期条件の違い(身体的、能力的、経済的差異)を抱えている。そうした違いを軽視して、ただ消極的自由だけを尊重すると、様々な社会的格差・排除が「自由」の名のもとに固定化されてしまう。市場経済が効率的に機能するためには消極的自由が必要であるが、経済的な効率性は、必ずしも社会的な公正性(フェアネス)を担保するものではない。社会的格差や排除が放置されてしまうのであれば、消極的自由の追求はひとびとに新たな不自由を課すものでしかない。消極的自由の保障は自由主義国家にとって極めて重要なものであるが、「スタート」時点におけるさまざまな違い(身体的、能力的、経済的差異)を軽視して展開されると、様々な社会的格差・排除を「自由」の名のもとに固定化する理念となりかねない。市場経済の効率性はたしかに人びとの消極的自由を要求するが、経済的な効率性が社会的な公正性(フェアネス)を保障するとはいえない。

現在、与党自由民主党が展開しているのは、こうした消極的自由の原理(市場での競争に適合的な自由)を、社会保障や家族関係、教育、文化、科学など、あらゆる社会領域に適用し、結果的には「自由」の名のもとに、民主主義の担い手を「消費者」としてしまう政策である。民主主義の担い手、主権者たる国民は、ただ誰かに与えられた選択肢に対して受動的に反応する「消費者」ではなく、みずからの手で豊かな選択肢をつくりだしながら、主体的に選択する自律した存在であることが望ましい。

貧困や格差といった初期条件の違いに煩わされることなく、自分たちのことを自分で決めたいという思いをもつ国民は少なくない。安保法制の審議過程に多くの国民が憤りを表明したのも、それが主権者である国民と日本国で社会生活をおくる人びとの自律的な選択をないがしろにするものであったからである。国民は、政府が提示する政策パッケージの受動的な「消費者」ではない。

熟議を経ない安保法制の審議過程に多くの国民が憤りを表明したのは、選択する主権者である国民、および日本国にて社会生活を送るひとびとの自律性をないがしろにするものであったからである。国民は政府が提示する政策パッケージの受動的な「消費者」ではない。そのパッケージ自体を、市民相互の連帯において、他者の痛みや苦痛に共感能力を働かせつつ、経済的・社会的・身体的問題等から、自律および自立が困難となっている人びとも含め、人びとの幸福と厚生を充実させるべく、選び出し／作りだしていく選択者である。

消極的自由と市場経済がもたらすであろう豊かさを望まないひとがそれほどいるとは思

えない。だが、わが国の社会も個人も、一向に改善される見込みのない初期条件の格差や貧困の中で疲弊しきっている。いま切実に必要とされているのは、この国に住む人びとが、初期条件の違いに束縛されることなく、他者とのかかわりあいのなかで、みずからの生活を選ぶという積極的な自由を行使できる「厚みのある社会」を作り出していく政治・社会システムの編成である（後に述べる社会的包摂 social inclusion）。いま切実に必要とされているのは、こうした国民の積極的自由を、各人が他者とのかかわりのなかから「厚みのある社会」をともに作りだしていく政治・社会システムの編成である。

1-2. 積極的リベリズムは「厚みのある社会」を必要とする

国民を政策パッケージの消費者とみなす自民党的「自由主義」に対し、わたしたちが提示するのは、積極的自由、選択者としての権能を行使する国民の声に耳を傾け、その自律性を尊重する「積極的リベリズム」である。積極的自由主義は、自民党的な「自由」主義とも、社会主義的な方向性とも袂を分かち、我が国にて社会生活を営むすべての人びとが、真の意味で自律した選択主体であり続けることを可能にするようなオルタナティブを目指す。

このオルタナティブは「厚みのある社会」と呼ぶことができるだろう。社会の成員を市場システムのアクターとみなすのではなく、様々な社会領域において、各人が、初期条件の格差に縛られることなく、人権を尊重され、その潜在的な能力を十分に発揮できるような政治的・社会的制度、それが「厚みのある社会」である。基本的人権は、消極的自由（自由権）と積極的自由（社会権）が適切な形で双方ともに、政府より最大限の尊重を受けるべき基底的な権利であり、能動的に政治的参加し、思想を他者とともに討議・共有する社会権（結社の自由等）もまた、政府による不適切な介入がなされてはならない権利である。むしろそうした社会権の行使が豊かな政治的・社会的土壌を生み出す可能性を肯定的に受け止めていくこそこそ「厚みのある社会」の構築に寄与する「厚みのある政治」の重要な責務であるといえる。

「厚みのある社会」は、初期条件の格差に関心を払わない自民党的な「薄い自由主義」—消極的自由を基本権の骨子とする—と一線を画し、個々人の積極的自由を尊重しつつ、その自由が十分に行使されるように、政治・経済・生活における「自律性を尊重した人びとのつながり」を実現する制度を構想する。しばしば世論をにぎわす「自己責任論」は、同じ社会に住まう者としての連帯可能性を放棄するという意味で、「ひとびとの繋がり」を破壊しているとすらいえるだろう。「自由」の複層的なあり方を直視したうえでこそ十全たる「基本的人権」の尊重が貫徹されるはずである。

また「厚みのある社会」とは、社会が一枚岩なものではなく、政治や経済、法、教育、科学、親密圏といったさまざまな社会領域により成り立っていること、社会の複合性を重視し、各々の領域の固有性を勘案するという意味において「厚み」を求める。市場システムか集団統治か、といった古臭い社会観と決別し、人びとがさまざまな領域にどう参加していくかをそれぞれに選び取れるような積極的自由の充実を目指す。

1-3. 均質ではない新しい共同性＝社会的包摂へ

積極的自由と厚みのある社会は矛盾しない。私たちは、単純な「機会の平等 vs 結果の平等」といった疑似的な対立図式に囚われることなく、個々の国民が個々のニーズ（必要性）、機能（資源を活用する能力）に応じて、自律的な生活を営むことができる社会制度を共同的に模索する。経済学者アマルティア・センが言うように、そうした自由の保障のためには、**人びとのあいだの倫理的「コミットメント（他者への倫理的にかかわり）」**が必要とされる。互いに異なる自律した選択者としてあるためには、集団主義的な均質化ではなく、他者の選択を選択として尊重しうる**共同性（社会的包摂）**が不可欠である。コミットメントにもとづく他者の自律性の尊重が、「仮に未来、自分が現在とは異なるニーズや機能を持つようになっても社会から排除されることなく安心して共同的な社会生活を過ごす」という「厚みある社会」への信頼を生み出す。自律的な、積極的な意味で自由な選択者であるということは、他者と異なることを受け入れつつ（**均質性の拒絶**）、他者と「厚みのある」社会（**共同性**）にコミットする主体である、ということである。市場モデルの自由主義とも、集産主義的な社会主義とも異なる、**「積極的自由を可能にする厚みのある社会」**。それが私たちが希求する積極的自由主義である。

1-4. 社会領域の複数性に応じた政策

先述のように、積極的リベリズムを基底とする「厚みのある社会」は、個々人の自律性を尊重するためにこそ、社会領域の多数性、複合性を重視し、各領域に固有の「財 goods」や「正義 justice」のあり方を熟考し、政策的に対応していく。

国際的な競争に直面している経済領域において、経済アクターの消極的自由を抑制することは非合理であろう。また経済領域において「現状維持」「低成長」に満足することは、実際には国力を弱め、人的資源を枯渇させていくだけである。わたしたちは経済領域における自由市場のあり方を全面否定することはない。適切な形で市場的自由を保障し、金融政策・税制との関連を視野に入れながら健全な経済成長を目指していくこと、それは経済領域における「正義」である（厚みのある経済）。しかし、そうした「正義」をそのまま教育領域に持ち込むことはできない。親から継承された経済的資産や文化的知識が「能力」に影響を与えている以上、初期条件を顧慮しないまま「機会の平等（自由主義）か結果の平等（平等主義）か」と問うのではなく、いかなる世代に置いても公正に教育を受け自らの知的資源を活用できる実質的な権利を保障することが重要である。

積極的リベリズムは、教育を受ける子どもたちが、公正（フェア）な形で扱われているか、自律性を獲得するうえで十分に理に適った環境に置かれているか、を精査する。教育における「正義」は、経済における「正義」とは異なる。また科学の領域における「正義」も、自民党が展開しているような市場をモデルとした競争原理に還元されるものではない。現在、市場的自由の論理が持ち込まれ、我が国の科学研究は危機に瀕している。ノ

一ベル賞受賞者を多数生み出してきた戦後教育の効果の検証もされないまま、市場の論理が科学研究を覆い尽くしている。科学研究、教育は、自律的な国民を育てていくうえで必要不可欠な要件である。科学における「正義」は、市場における競争をモデルとして構想されるべきではない。

このほかにも、親密圏（家族やパートナーシップ、友人関係）、法領域、芸術領域、行政領域など、様々な社会領域がそれぞれに固有の「正義」「財」を内包している（**厚みのある生活**）。積極的自由主義は、こうした社会領域ごとの価値や正義の差異をつぶさに捉え、市場経済的な自由を万能視しない。経済領域はいうまでもなく重要な社会領域であるが、そこでの正義はすべての社会領域をカバーするものではありえない。**「厚みのある社会」像は、こうした社会領域の複数性および、それぞれの領域に固有な「正義」や「財」のあり方を、国民の自律性を担保するという観点から捉え返し、適切な政策を押し進めていく。**社会主義とは異なる形で市場万能主義からの離脱すること。それが積極的自由主義の立場である。

またEUにおいて打ち出された社会的包摂／排除の概念は、こうした社会領域の多元性を前提としたうえで、ある領域からの排除（たとえば教育へのアクセス可能性）が他の領域における排除（就労や親密な社会関係、文化を介した人間関係、政治参加、法的保障、健康・医療）と連鎖を起し、負のスパイラルを作りだす事態を問題化したものである。

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。…社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである」

(European Commission, 1992, Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion, 福原宏幸「社会的排除／包摂」についての概念的整理」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/housetusyakai/dai2/siryoul.pdf> 2011年中の訳文による)。重要なことは、①社会問題を経済的財の不足（貧困）としてのみ受け取る

（放任あるいは一律給付型再配分）のではなく、②排除が社会の複数の領域において連鎖するという事態を重視し、③人びとの社会領域へのアクセス可能性と自律的選択の可能性の平等を目指す、ということである。社会が複数の領域に分化している現代社会においては、社会的排除を問題化していくうえで、単層的な価値による社会統合ではなく、人びとの自律性を重視した社会的包摂の達成が必要である。「厚みのある社会」は、経済的財の重要性を認識しつつも、同時に、こうした社会的包摂／排除の複雑なあり方を丁寧に分析し、人権先進国にふさわしい社会的制度・連帯のあり方を模索する。

1-5. 三つの軸

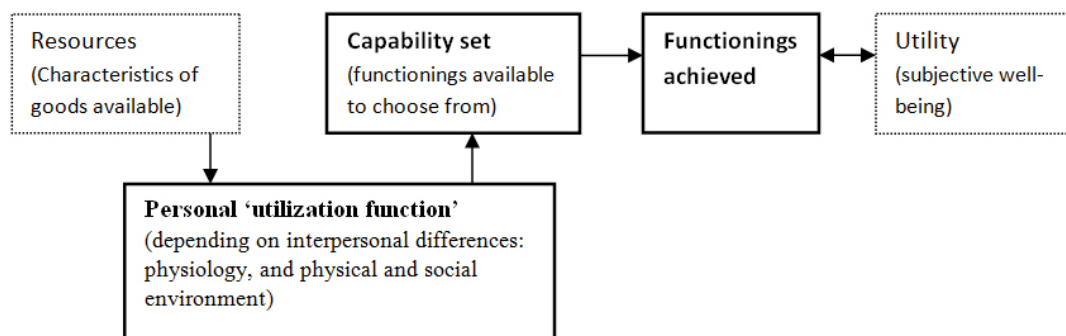
以上のように、積極的自由を尊重する「厚みのある社会」の構想は、

- ①自律した選択主体としての個人の尊重[自律としての積極的自由]、→人的投資
- ②社会領域ごとの「正義」「財」の複数性の重視[社会諸領域の複数性]→ニーズの精査
- ③ひとびとが、様々な社会領域に自律した選択によってアクセスしうるような制度・共同性の創出と、構造的な社会的排除の連鎖をふせぐこと[社会的包摂／排除]→人びとの多様性に応じた多元的な社会設計と持続可能性

といった三つの軸を持つ。この積極的なリベラリズムは国内政治に限定されるものではない。主権国家としての自律性を維持しつつ、国際社会のなかで名誉ある選択主体（国家）たりあるために、積極的リベラリズムは、他国の文化を尊重し、国際社会の平和秩序と自由が維持されるべく外交政策を模索する。安全保障を「国家による軍事的安全保障（国防）」と狭い範囲でのみ捉えるのではなく、「厚みのある国際社会」を可能とするような人間の安全保障（human security）の実現手段と捉え、同時に人間開発（human development）や人権保障を確かにするため「責任外交」を展開する。自らの選択に責任を持つ国家として、より現実的に社会領域ごとの差異に光を当て、総体としての秩序ある国際社会の形成に寄与すること。国民の生活を守るための必要最低限度の国防を確保しつつ、対外的には人間の安全保障、人間開発や人権保障を確保するための経済的・社会的・技術的貢献を行う。それこそが真の意味での積極的平和主義であり、積極的自由主義を貴ぶ「厚みのある国際社会」にとって重要な課題である。

【参考資料 1】 潜在能力アプローチと多元的正義の構想

(1) 「潜在能力」の平等 <http://www.iep.utm.edu/sen-cap/>



- ①潜在能力（capability）＝人びとが何らかの価値を見いだす機能（functions）の集合
- ②機能（function）＝あるひとが何らかの価値を見いだす状態や行動。各人にとって価値が認められるニーズのようなものと考えてよい。

#「十分な栄養をとる」という基本的なものから「友人関係が充実している」「家族関係が良好である」「自尊心を持つ」といった社会関係にかかわる行動・状態まで広範囲にわたる。この機能は社会的文脈・制度的背景・個人間の関係性等により異なっている。

③潜在能力＝「使用可能な財」を「機能（関数）」にそくして可能となる行為の集合。

#「達成された機能」による評価ではなく「機能を達成するための自由」の評価

#【「十分な教育を受ける」という機能を達成するための自由】をどのように保障するか。先天的な障がいや家庭の貧困のため十分な学習機会が得られない子どもに、そうした「機能を達成するための自由」を与えるためには、たんに「財」を分配する（経済的自立?）だけではなく、潜在能力が発揮できる＝選択肢からの自律的な選択ができる環境を用意する必要がある。

④現下の日本社会において、各市民がこうした自律的な選択ができる（潜在能力を達成するための自由を保障する）には、どのような「機能」が必要であるかを考える。いわゆる、結果の平等（達成状態の均質性）でも機会の平等（機能の均質性と初期状態の均一性の想定）でもなく、様々な潜在能力（機能）が有効に生かされ、自律性が尊重される社会および材の再配分を構想する。

⑤潜在能力アプローチが提起する望ましい社会（本項 <http://masm.jp/capability/>より）

・豊かさ＝経済成長（および所得）をとらえれば、森林を伐採し、過剰な開発を行うことによって達成できるかもしれない。だが、それは持続可能ではないし、とても豊かになったとは実感できまい。これは途上国のみならず、先進国にも言えることである。所得という「変数」だけに注目してしまうと、他の重要な「変数」（例えば、自然環境や文化・伝統など）を無視してしまいかねない。

・所得水準が十分かどうかは、潜在能力の水準によって判断されなければならない。女性や高齢者、身体障害、病気など所得を得る能力を低下させるハンディキャップが同時に所得を潜在能力に変換することをも一層困難にしている。先進国の潜在能力の欠如はそのようなハンディキャップを伴っていることが多い。cf. 単身母子家庭と父子家庭の差。

・潜在能力の向上ないしは平等という観点から、女性に負担のかかっていた育児・介護といった家事機能をシェアするシステムの必要性もあろう。あるいは、仮に所得が多くても、医療が荒廃していたり、社会保障制度が不十分である場合、病気・障害による潜在能力の欠如をより大きなものになってしまう。経済成長を至上の目標にすることではなく、人間の潜在能力を高めるための政策が必要なのである。

⇒要するに、現代の日本の社会的・経済的条件の下で、各市民が相互に尊重しあえるような「自律した自由な選択者」たりうるための条件を整えていき、厚生主義的な自由論とは異なる社会状態を作りだしていくこと。それは主観的な効用の最大化にそくした全体効用の最大化を目指す素朴な自由主義とも、客観的な平等状態の達成を理想とする社会主義とも異なる。

⇒もちろん「なにが尊重されるべき機能か」は一意的に定められないため、ある種の「パタ

「ナリズム (介入)」は回避できない。しかし原点である「自律としての自由」に立ち戻り、「選択したくてもできない状態」(就学・就業形態・標準的な文化的生活・性的自認…)をつぶさに検討することにより、ある程度社会的合意が得られるものをリストアップしていくことはできる。

⇒「厚みのある社会」は、「経済」「親密圏」「教育」「社会保障」「安全保障」「労働」「災害へのリスク」などについて、実証的なデータの検討および海外の施策との比較を通して「機能」を精査し、「潜在能力の平等」を目指すものである。

(2) 複合的正義と財の多元性



①【財と社会領域の多元性】

社会の諸領域は、政府をトップとしたピラミッド状ではなく、相対的に自律した領域によって成り立っている。さらに、各領域には、その他の領域において妥当とされる財(媒体)を固有に有しており、他の領域の財によって還元されることはない。「科学」における財である反証可能な(領域において有意義な)知識は、貨幣という財なくしては成り立ちえないが、貨幣によって真なる知識を決定することはできない。親密圏における「親しみ intimacy」や「社会関係資本 social capital」は、教育や労働市場における財獲得の可能性を上昇させるが、科学的な知識や貨幣によって社会関係資本を「買いとる」ことはできない。正義に適う判断や権利の行使は必ずしも経済的な効用を高めるわけではないが、貨幣によって交換されうるものではない。経済的な財がなければ家族における「親しみ」は実現不可能であるが、「親しみ」が経済的財によって保障されるわけではないし、その「親しみ」が家族領域において実現されているとは限らない(財として他者からは肯定的に受け止められるが、「家族であるから」といって「親しみ」という財が保全されているわけではなく、他の機能的等価物である「労働」「親密圏」などで達成されていることも多々ある)。

②【自律としての自由の保障】

こうした社会領域と財の多元性と相対的な自律性を認めてはじめて、「どのような社会領域に、どのようなエフォートで関与するか」という個人の選択がはじめて可能になる。「厚みのある社会」の構想は、こうした多元的な社会像をみとめたうえで、相互に尊重し連帯しあえる市民のつながりを生み出すことができる。「ピラミッド」的な権力・財の配分モデルは、自律としての自由を毀損するものである。また、これらの諸領域の自律性を尊重するがゆえに、個々人がバラバラになることなく共同的に社会を作り上げていくことが可能となる。たとえば出産・育児休暇の制度は、見知らぬ他者の出産・育児（機能）に対して、経済的・労働的・法的・教育的領域および親密圏の多様性の尊重があってはじめて、有効に機能しうる。「将来の労働人口獲得のため」といったフレームのみで理解されてはならないし、法的な性的平等の観点や労働形態に関する顧慮があつて初めて、経済的フレームの財に換算されうるものである。一つの領域のみで解決可能な問題はない。逆に言うと、こうした社会領域の多元性を尊重・維持することは、市民の基本的権利（自律としての自由、社会権）を保障することにもなる。

③【経済的財の特異性】

経済的な財は、他領域の財に優越する (override) ものではない (交換可能なものではない) が、すべての領域において不可欠 (inevitable) であり、その意味で特異なものである。徴税権を持つ政府は、この特異な財 (信用をもとにした「見込み」財も含む) の再配分について、各領域の特異性を尊重し、かつそれが長期的にみて経済領域における財の増大につながる可能性を可能な限り客観的に考慮しなくてはならない。その意味で、経済領域の健全な成長は、社会領域の多元性・市民の自律としての自由を保障するためにも欠かすことのできない政府の役割である。自由のためにこそ適切な経済成長は果たされなくてはならない。「厚みのある社会」構想において目下、経済政策に重点を置いているのは、「自由を奪う」だけの「低成長・成熟」論に根本的に異議を唱えるためである。

リベラル懇話会メンバー（2016年7月3日現在）

氏名	所属	分科会(○は分科会長)
江原由美子	首都大学東京・教授	ジェンダー・セクシュアリティ
井口高志	奈良女子大学・准教授	福祉・障がい
稲葉振一郎	明治学院大学・教授	○経済
伊勢崎賢治	東京外国語大学・教授	国際関係
石原俊	明治学院大学・准教授	○社会的排除／包摂、歴史認識
垣田裕介	大分大学・准教授	社会的排除／包摂
川瀬貴也	京都府立大学・准教授	歴史認識
川本隆史	国際基督教大学・教授	総論
岸政彦	龍谷大学・教授	社会的排除／包摂
北田暁大(代表)	東京大学・教授	○総論
高史明	東京大学大学院・特任講師	社会的排除／包摂
小宮友根	東北学院大学・准教授	ジェンダー・セクシュアリティ
前田拓也	神戸学院大学・准教授	○福祉・障がい
仁平典宏	東京大学・准教授	教育・研究、労働・雇用・少子化
能川元一	大学講師	歴史認識
小田川大典	岡山大学・教授	総論
大賀哲	九州大学・准教授	○国際関係
岡部耕典	早稲田大学・教授	福祉・障がい
隠岐さや香	名古屋大学・教授	教育・研究
斉藤正美	富山大学・講師	歴史認識、ジェンダー・セクシュアリティ
齋藤直子	大阪市立大学・特任准教授	社会的排除／包摂
澤田稔	上智大学・教授	○教育・研究
清水晶子	東京大学・准教授	○ジェンダー・セクシュアリティ
高橋準	福島大学・教授	ジェンダー・セクシュアリティ
谷口洋幸	高岡法科大学・准教授	ジェンダー・セクシュアリティ
辻泉	中央大学・教授	全体
筒井淳也	立命館大学・教授	○労働・雇用・少子化、ジェンダー・セクシュアリティ
土屋葉	愛知大学・准教授	福祉・障がい
堤圭史郎	福岡県立大学・准教授	社会的排除／包摂
山口智美	モンタナ州立大学・准教授	○歴史認識、ジェンダー・セクシュアリティ
山根純佳	実践女子大学・准教授	ジェンダー・セクシュアリティ
【委員外協力】		
松尾匡	立命館大学・教授	委員外協力・アドバイザー

※他匿名、委員外協力等 13名